

# 単独処理浄化槽をお使いの皆様へ

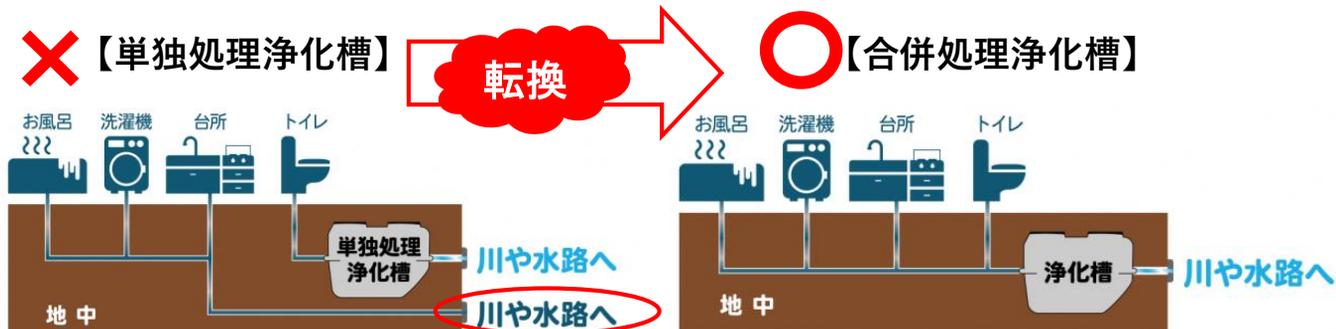
# 合併処理浄化槽へ転換しましょう！

## 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い

浄化槽には「合併処理浄化槽」と「単独処理浄化槽」の2種類があります。

○「合併処理浄化槽」は、トイレからのし尿とあわせて台所や風呂等からの生活雑排水を処理し、川や水路等に放流します。

×「単独処理浄化槽」や「くみ取り便槽」は、し尿を処理するだけで、生活雑排水は未処理のまま川や水路等に放流され、川や海を汚してしまいます。



「浄化槽」を使って、身近な水をきれいにしましょう！」（環境省）  
([https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/publicity/pamph/pdf/pp\\_lets\\_clean.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/publicity/pamph/pdf/pp_lets_clean.pdf)) を加工して作成

## あなたの浄化槽は設置から30年以上経っていませんか？

浄化槽本体の寿命は一般的に20～30年（使用の条件等によって変わります）と言われています。浄化槽は地下に埋められているため、知らない間にひび割れが生じていたり、漏水している可能性があります。

30年以上経過した浄化槽の大半は「単独処理浄化槽」という、台所やお風呂の水を処理できないものであるため、河川や海などの周辺の環境に悪影響を及ぼしています。

## 特定既存単独処理浄化槽とは

ご使用の単独処理浄化槽が破損などにより、そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上重大な支障が生じるおそれがあると認められる（漏水等）ものが「特定既存単独処理浄化槽」となります。

場合によっては、除却又は修繕等の命令を含む行政指導の対象となり、命令に違反した者は、30万円以下の罰金が課せられます。

単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替え、  
身近な水をきれいにしましょう！

合併処理浄化槽への転換等には  
補助金が使えます！

詳しくは、下水道課にお問い合わせください。

【問合せ先】

橋本市上下水道部下水道課

TEL 0736-33-3160

# 浄化槽の維持管理に絶対必要なこと (浄化槽管理者※の3つの義務)

※浄化槽管理者(浄化槽の所有者)(一般家庭では世帯主)

## 保守点検をしましょう



- ・ 機器類の調整、修繕
- ・ 消毒剤の補充 等

和歌山県で登録を受けた保守点検業者に依頼してください。

## 清掃 (毎年1回) をしましょう

※全ばっき方式の既存単独処理浄化槽にあっては、おおむね6か月ごとに1回以上



- ・ 汚泥の引抜
- ・ 機器類の洗浄 等

市町村の許可業者に依頼してください。

## 水質検査 (法定検査：毎年1回) を受けましょう



浄化槽が正しく動いており、生活排水がきれいに処理されているかを調べます。

< 申込先 >

和歌山県知事が指定する検査機関

公益社団法人 和歌山県水質保全センター

(連絡先：073-432-6433)

- 浄化槽を長期的に安心して使用するためには、**維持管理 (保守点検・清掃・水質検査) を適切に実施することが大切です。**
  - ・ 適切な維持管理を行うことにより浄化槽本体の寿命が変わります。

※自分の汚した水は責任をもって綺麗にしてから流しましょう！  
一人ひとりの意識が大切です！